

News! the 世界遺産

西村幸夫さん講演「世界文化遺産の考え方」 鎌倉ユネスコ協会・総会にて開催

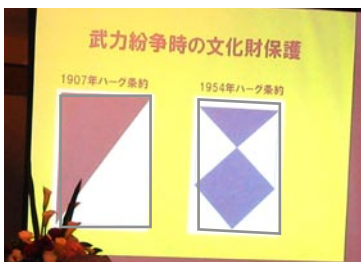


ICOMOS
(国際記念物遺跡会議)
前副委員長
日本ユネスコ国内委員
東京大学大学院教授

5月19日(土)、鎌倉芸術館集会室で、鎌倉ユネスコ協会・会員総会記念講演として、日本でただひとり、世界文化遺産の調査をするICOMOSの委員として活躍されてきた東京大学大学院教授・西村幸夫さんの講演が一般公開で行われましたので、その要旨をご紹介します。

☆ハーグ条約

(武力紛争の際の文化財の保護に関する条約)



世界遺産条約以前、戦争のときにいかに文化財を守るかということが出発点になって、100年前の1907年にハーグ条約の前身となるもの

が作成されました。そのとき、建物に写真左の旗を出しておけば爆撃しないと決めたのが、世界の文化財保護の国際条約の始まりです。そして1954年にハーグ条約が改定されて、今の旗、右のブルーフラッグになりました。この旗の立っているところは、戦争のときもどちらも爆撃しないし、軍事基地としても使わないことになっています。現在、115以上の国が締約していますが、日本は今国会で批准する法律案をかけたところです。

☆世界遺産の発想の登場

1960年のエジプト・ヌビア地方のアブ・シンベル神殿等の文化財保護キャンペーンが、文化財を世界の宝として保護しようとする発想のきっかけになりました。ほぼ同時期に、アメリカは1976年の建国200周年に向けて、自然遺産を世界的にプロモートすることを始めました。自然は征服するのではなく、保護するという考え方をアメリカが始めたということが誇りとなり、ワイルドな自然を国立公園にして自然保護を広めました。国際的には、1972年、ユネスコのストックホルム会議で「世界遺産条

約」が採択されたことによります。このような経緯から、ユニークなことに、世界遺産条約は最初から、文化財保護と自然保護がひとつになったのです。

☆世界遺産条約の特色

平時における初めての遺産保護の枠組みができたこと、国際 "International" から世界 "World" へ、文化遺産と自然遺産の2本立てであること、登録基準とその条件があり、コアとバッファアのゾーニングが必要、保存管理計画とモニタリングをすること、また「負の遺産」ができたこと、危機に瀕した世界遺産リストを作って保護を図っていることが挙げられます。

☆世界遺産条約の問題点と最近の動き

バーミヤンの大仏に見られるとおり、武力紛争時に無力であることの反省を迫られています。また不均衡の問題。第1は文化遺産と自然遺産のバランスが悪いことで、文化遺産644に比べ自然遺産は162で約4対1の比率です。文化遺産は各国各民族の文化の多様性から選ばれるケースが多いためです。第2は地域的な不均衡。世界遺産の成り立ちからして、ヨーロッパ偏重の石の文化が基本にあります。日本が世界遺産条約を批准したことで、木と紙の文化に固有の本格的な技術伝承の歴史を持つ国が初めて入ったので、そこで真正性、本物とは何だということが問われました。草や木、泥でつくるような、アフリカの祭祀儀礼、つくっては壊す文化、それらは石と違う論理をもっている、それを認めようということになってきています。

もうひとつは顕著で普遍的な価値、それがいったい何なのかは非常に難しいことです。自然はわかりやすいが、文化は何が非常に重要かを証明するのは難しいのです。無形文化はどうか、ユネスコも2004年に無形遺産条約を作り、特に危機に瀕している無形遺産の保護を始めました。その他の新傾向としては文化的景観(ワイン畑、棚田等)や産業遺産があります。

☆鎌倉の世界遺産登録の可能性

形としてきっちりとやる必要があります。目標をもってやるということは強い、しかし状況は年々厳しいです。それにきちんと応えられるコンセプトと仕組みと理解、ああなるほどこれがそうなんだと理解できる街の姿を作っていく必要があります。